

### 一般社団法人日本粘土学会 シニア会員細則

1. 会員規程第2条にあるシニア会員の資格、資格の取得と資格の変更は次のとおりとする。
  - (1) シニア会員の資格: 満年齢65歳以上の本会正会員が勤務先を退職し、その後、新たな定職に再就職をしない場合は、シニア会員となることができる。
  - (2) 資格の取得: シニア会員への資格変更は、本人の申し出による。
  - (3) 資格の変更: シニア会員が定職に就いた場合は、自動的に正会員となるものとする。
2. この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(平成 28 年 1 月 23 日制定)

### 一般社団法人日本粘土学会 学生会員細則

1. 会員規程第2条にある学生会員の資格と資格の変更は次のとおりとする。
  - (1) 学生会員の資格: 学生会員は学籍を有する者とする。大学などの学生、大学院学生に適用されるが研究生は対象外とする。
  - (2) 資格変更: 学生会員の資格がなくなったものは自動的に正会員となる。学生会員のみ毎年年会費請求時に資格の有無を問う。
2. この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(平成 28 年 1 月 23 日制定)

### 一般社団法人日本粘土学会 名誉会員細則

1. 会員規程第2条にある名誉会員の資格と承認は次のとおりとする。
  - (1) 名誉会員の資格: 満年齢70歳以上の正会員及びシニア会員のうち、粘土科学及び本学会の発展に著しい貢献をした個人とする。
  - (2) 名誉会員の承認: 理事より申請のあった会員は、理事会の推薦を受け、総会の承認を受けたときから名誉会員となる。
2. この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(平成 28 年 1 月 23 日制定)